

非常災害事業継続計画

(Business Continuity Plan)

株式会社 andiamo

放課後等デイサービス事業所よつば

令和3年9月1日作成

目次

総則	5
1. 基本方針	5
2. 推進体制	5
3. リスクの把握	6
(1)ハザードマップなどの確認	6
(2)被災想定	8
4.優先業務の選定	12
(1)優先する事業	12
(2)優先する業務	13
5. 現状の課題と対策	13
6. 訓練	13
7. 評価と改善	14
I. 自施設での対応（自助）	15
1. 平常時の対応	15
(1)建物・設備の安全対策	15

(2)電気が止まった場合の対策	15
(3)ガスが止まった場合の対策	15
(4)水道が止まった場合の対策	16
(5)通信が麻痺した場合の対策	16
(6)システムが停止した場合の対策	16
(7)衛生面（トイレ等）の対策	17
(8)必需品の備蓄	17
(9)資金手当て	18
2. 緊急時の対応	18
(1)BCB 発動基準	18
(2)行動基準	19
(3)対応体制	19
(4)対応拠点	19
(5)安否確認	20
(6)職員の参集基準	21
(7)家族への連絡・引き渡し【通所の場合】	21

(8)サービス停止基準の検討【通所の場合】	22
(9)施設内外での避難場所・避難方法	22
(10)重要業務の継続	23
(11)職員の管理	24
II. 他施設との連携	24
1. 連携体制の構築	24
2. 連携対応	25

総則

1. 基本方針

施設・事業所としての災害対策に関する基本方針を記載する。

事業所が定める非常災害対策計画（以下、「計画」という。）は、消防法・消防法施行令・消防法施行規則の法令に基づき、防火防災に関する体制の構築と、地震・風水害・異常気象等の災害発生による非常時（危機：Crisis、危険：Risk）に際し、被害を最小限度にとどめるための初期活動及び当法人が担う主な障害通所支援事業所について事業継続のための体制を整備し、利用児童及び職員の生命を守り、安全の確保を優先すると共に施設機能等の早期復旧を図ることで、安定した社会福祉事業所の提供に資するための体制の構築に取り組む。

* 法人本部の基本方針と同じであれば、それらを記載しても構わない。

2. 推進体制

平常時の災害対策の推進体制を記載する。

主な役割	役職	氏名	補足
情報収集班	管理者・リーダー	野々上 真伸	気象、災害情報
		本山 敦子	職員へ連絡

救護班	リーダー	永幡 佳織 井辺 優奈 寺坂 恵子	負傷者の救出 負傷者の救出 負傷者の応急措置
安全対策班	リーダー	野々上 真伸 本山 敦子 永幡 佳織 神原 公子	児童の安全確認 ご家族への連絡 児童の避難誘導
物資班	リーダー	野々上 美貴 山口 方子 神原 公子	備品の管理

3. リスクの把握

(1)ハザードマップなどの確認

施設・事業所が所在するハザードマップ等を掲載する（多い場合は別紙として巻末に添付する）。

❖一宮公民館 : 徒歩 13 分 (900m)、車 3 分 (1 km)



❖一宮小学校 : 徒歩 12 分 (850m)、車 2 分 (900m)



(2)被災想定

大きな被害が予想される災害について、自治体が公表する被災想定を整理して記載する。

【自治体公表の被災想定】

<項目例>

交通被害

道路：

橋梁：

① 道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。② 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通知する。

鉄道：

① 鉄道事業者は、災害により列車運転に直接支障を生じる事態が発生した場合は、列車の避難及び停止の措置を講じる。② 工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を適切に行う。③ 線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。

ライフライン

上水：

水道 (1) 実施責任者 市（水道局） (2) 実施内容 ① 応急給水の実施 減・断水の状況によつては、臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を実施するとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。特に、要配慮者に配慮した給水を行う。② 災害時における応急工事 ア 災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。イ 取水、導水、浄水の施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。105 ③ 災害時における水道水の衛生保持 施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。④ 復旧予定時期の明示 復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

下水：

(1) 実施責任者 市（都市建設部） 県（土木部） (2) 実施内容 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、下水道等の機能を維持するために必要な 応急措置を講じるものとする。

電気：

[中国電力株式会社] ① 災害時における応急工事等 復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各施設及び設備の被害状況並びに被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うことを基本とする。なお、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・ガス・官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧する。② 災害時における電気の保安 強風、浸水等により危険と認められる場合は送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講じる。③ 復旧予定時期の明示 復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

ガス：

(1) 実施責任者 ガス事業者（津山ガス株式会社）(2) 実施内容 ① 災害時における応急工事 災害が発生した場合、被災施設・設備の状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋梁架管、 整圧器及び製造設備等に被害があったときは、速やかに応急工事を実施し、供給不良又は不能となった地域への供給再開を行う。 ② 災害時におけるガスの保安 ガス施設等が火災等により危険な状態になった場合又はガス導管の損傷等によってガス漏えいの危険がある場合若しくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれの応急措置を講じる。 ア ガス製造施設が危険な状態になった場合は、直ちに作業を中止し、安全措置を講じる。 イ ガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合は、ガスを遮断

する等危険防止に必要な措置を講じる。ウ 中国四国産業保安監督部、県警察及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。③ 他工事関係におけるガスの保安 ガス導管に関連する各種工事の実施に当たっては、関係者と緊密な連絡のもとに十分な安全措置を講じる。④ 復旧予定時期の明示 復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

通信：

(1) 実施責任者 通信事業者（西日本電信電話株式会社） (2) 実施内容 ① 災害時における応急工事等 被災した通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する人員、資機材等を確保し、速やかに実施する。② 災害時における通信の保安 通信事業者は、災害時において、国、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。104 ③ 応援協力関係 通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

【自施設で想定される影響】

自治体発表の被災想定から自施設の設備等を勘案のうえ記載する。また、時系列で整理することを推奨する。

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
電力	エフエネへ連絡		復旧	→	→	→	→
飲料水	お店で調達		復旧	→	→	→	→
生活用水	水道局へ連絡		復旧	→	→	→	→
ガス	トーシingasへ連絡		復旧	→	→	→	→
携帯電話	即対応		→	→	→	→	→
メール	使用可能になれば対応		→	→	→	→	→

4.優先業務の選定

(1)優先する事業

複数の事業を運営する施設・事業所では、どの事業（入所、通所、訪問介護など）を優先するか（逆にどの事業を縮小・休止するか）を法人本部とも連携して決めておく。

<優先する事業>

(1) 放課後等デイサービス事業所よつば

(2)

(2)優先する業務

優先業務	必要な職員数		
	朝	昼	夕
児童の安否、避難誘導	4人	4人	3人
保護者への連絡	1人	1人	1人
事業所の復旧対応	1人	2人	1人

5. 現状の課題と対策

事業継続をより一層確実に行うために現状の課題と実施すべき事項を整理する。

検討部署	区分	項目	課題内容	対応の方向性	関係部	目標完了期限
よつば			ライフラインの復旧について	早急に連絡		
			保護者の対応について	状況に応じて対応		

6. 訓練

訓練実施の方針、頻度、概要等について記載する。

・避難訓練実施期間

火災避難訓練：8月実施

地震避難訓練：12月実施

・避難訓練の内容

(ア) 迅速かつ安全に避難できているか

(イ) 避難経路通りに避難できているか

(ウ) 避難時、職員の役割分担ができているか

(エ) 消火器にて初期消火の動きの確認について

* 訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

7. 評価と改善

評価プロセスや振り返りは取り組んだ時に行う。

・ PLAN

避難訓練計画書を作成し消防署へ届け出る

避難経路・初期消火・通報訓練・消火器の使用方法など

・ DO

消防署立ち合いのもと計画書通りに実施する

・ CHECK

消防署職員より、避難訓練について訓示して頂く

・ ASSESSMENT

訓示により、必要なことを取り組み（次回の消防計画書など）

I. 自施設での対応（自助）

1. 平常時の対応

(1)建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
キッチン	児童が入らないように簡易扉の設置	調理器具はガスの使用はない
指導訓練室	防災カーテン・誘導灯の取り付け	
玄関	誘導灯取り付け	
多目的室	防災カーテン	
学習室	学習机があり、地震災害の時は使用	危険な物を置いていない
事務所	避難の時に持って行く	パソコンなどの備品

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
消火器		久保消火器

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

(2)電気が止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と自家発電機もしくは代替策を記載する。

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
ブレーカーで対応できない 場合は業者へ連絡する	中国電力へ連絡する エフエネ

(3)ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
トーシingas 東真産業株式会社	トーシingasへ連絡する（水道の熱湯のみの使用）

(4)水道が止まった場合の対策

飲料水

水道局へ連絡する（事業所の元栓を閉める）

最寄りのお店で飲料水を購入する（通所のため必要時に限る）

(5)通信が麻痺した場合の対策

被災時に施設内で実際に使用できる方法(携帯メール)などについて、使用可能台数、バッテリー容量や使用方法等を記載する。

→ 携帯電話／携帯メール／PHS／PCメール／SNS等

パソコン 5 設置

タブレット 3 台（1 台は職員のみ使用している：保護者と連絡可能）

各職員：携帯電話所持

(6)システムが停止した場合の対策

電力供給停止などによりサーバー等がダウンした場合の対策を記載する（手書きによる事務処理方法など）。浸水リスクが想定される場合はサーバーの設置場所を検討する。

データ類の喪失に備えて、バックアップ等の方策を記載する。

請求処理は USB にて対応できる

基本データは、事業所用の USB にて保存している

(7)衛生面（トイレ等）の対策

① トイレ対策

<子ども>

事業所のトイレが使えない場合は、避難場所のトイレを使用する

最寄りのお店などのトイレを使用する

<職員>

子どもの対策と同様である

② 汚物対策

ゴミ袋に入れて処分する

(8)必需品の備蓄

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
絆創膏	1 箱		救急セット	勤務①、②の職員
ビニール手袋	1 箱		トイレ（洋式）	勤務①、②の職員
ウェットティッシュ	随時		カウンター	勤務①、②の職員
ガーゼ	1 袋		救急セット	勤務①、②の職員
消毒（マキロン）	1 コ		救急セット	勤務①、②の職員
包帯	1 巻き		救急セット	勤務①、②の職員

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
パソコン	5台	事務所	関連業者へ依頼

(9)資金手当て

災害に備えた資金手当てを検討し、記載する（火災保険など）。

緊急時に備えた手元資金等（現金）について記載する。

現状として、小口現金のみの使用としている（生活物資の購入には差し支えない）

建物の災害保険については、保険会社と契約している（事務所保管の資料参考）

2. 緊急時の対応

(1)BCB 発動基準

地震の場合と水害の場合に分けてBCPを発動する基準を検討し、記載する。

【地震による発動基準】

警戒レベル1、2は事業所内で避難対応を実施する（職員は、警戒レベル3になることを想定し、避難経路、避難場所を確認しておく）

警戒レベル3になった場合、避難場所へ避難する（各ご家庭へ連絡する）

【水害による発動基準】

警戒レベル1、2は事業所内で避難対応を実施する（職員は、警告レベル3になることを想定し、避難経路、避難場所を確認しておく）

警告レベル3になった場合、避難場所へ避難する（各ご家庭へ連絡する）

また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

管理者	代替者①	代替者②
職員から連絡を受けた上で出勤する（事業所へ連絡し状況確認する）	施設長へ連絡し、指示を受ける（避難が必要な時は、避難場所へ誘導する）	PCのmail確認し、警告レベルを確認する（現場職員の判断にて避難する）

(2)行動基準

発災時の個人の行動基準を記載する。

災害時対策マニュアルを参照

(3)対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し記載する。

災害時対策マニュアルを参照

(4)対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
一宮小学校	一宮公民館	

(5)安否確認

① 子どもの安否確認

震災発生時の利用者の安否確認方法を検討し、整理しておく（別紙で確認シートを作成）。なお、負傷者がいる場合には応急処置を行い、必要な場合は速やかに医療機関へ搬送できるよう方法を検討する。

【安否確認ルール】

事業日誌にて安否確認を行う（当日利用している子どもの確認を行う）

保護者への連絡を行う

【医療機関への搬送方法】

基本的には、協力医療機関へ連絡し、指示を受ける

（ご家族に連絡し、医療機関の確認を行う）

② 職員の安否確認

地震発生時の職員の安否確認方法を複数検討し準備しておく（別紙で確認シートを作成）。（例）携帯電話、携帯メール、PCメール、SNS等

【施設内】

携帯電話（外出している場合）

【自宅等】

携帯電話・自宅電話

(6)職員の参集基準

発災時の職員の参集基準を記載する。なお、自宅が被災した場合など参集しなくても

よい場合についても検討し、記載することが望ましい。

【注意配備体制】

- ・総括責任者は、常に連絡が取れ出勤できるようにする

【警戒配備体制】

- ・総括責任者及びリーダーは出勤する

【災害対策本部】

- ・総括責任者及びリーダーは出勤する
- ・その他の職員は、家族等の安全が確保され次第出勤する

(7)家族への連絡・引き渡し【通所の場合】

利用者の安否確認後、利用者家族へ安否状況の連絡を行う。あらかじめ複数の連絡方

法を検討しておき、被害状況を勘案した上で、最適な連絡方法を選択し実施する。

【地震】

【連絡方法等】

児童が登所しているご家族への連絡を実施する

【連絡がつかない場合】

事業所での安全が確保できない場合は避難場所へ誘導し、児童の安否確認後、ご家族へご連絡する（携帯電話、自宅、職場へ連絡する）

(8)サービス停止基準の検討【通所の場合】

【風水害】

台風などの接近により甚大な被害が予想される場合は、あらかじめサービスを停止することを余儀なくされる。どのような場合にサービスを停止するか行政とも相談しながらサービス停止基準を定めて、利用者家族へ説明しておく。

【サービス停止の目安や考え方等】

基本的には、事業所のライフラインが滞ったときサービスの停止を検討する

(9)施設内外での避難場所・避難方法

震災発生時、施設内外の避難場所となる候補場所を決めておく。

【施設内】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	駐車場	近隣の公園
避難方法	徒歩	徒歩・車

【施設外】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	一宮小学校	一宮公民館
避難方法	避難ルートによる（歩行）	避難ルートによる（徒歩・車）

(10)重要業務の継続

優先業務の継続方法を記載する（被災想定（電気の有無など）とあわせて時系列で

記載すると整理しやすい）。

- ・ 児童の安否確認
- ・ ご家族への連絡
- ・ 職員の勤務体制の確認
- ・ 事業所の再開の目途を立てる
- ・ 事業所内のライフラインの確認をする
- ・ ライフラインに関する各種業者への連絡、確認

(11)職員の管理

勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

【災害時の勤務シフト原則】

- ・常勤職員の出勤確保
- ・パート職員の出勤の有無の確認を（常勤職員の出勤が難しいようであれば応援依頼

II. 他施設との連携

1. 連携体制の構築

❖地域のネットワーク等の構築・参画

施設の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
津山クリニック	0868-35-2346	怪我などの医療措置

2. 連携対応

❖子ども情報の整理

非常災害対策マニュアルに掲載している。